

入札告示

札幌市告示第 5201 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 6 年 12 月 23 日

札幌市長 秋元 克広

記

- 1 契約担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
 - 札幌市総務局行政部総務課文書係（市役所本庁舎地下 1 階文書集配センター）
 - 電話 (011) 211-3265
 - E メール somu.syuhai@city.sapporo.jp
- 2 入札に付する事項
 - (1) 特定役務の名称 文書巡回集配業務
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
 - (4) 履行場所 市内全域の集配所（仕様書による）
 - (5) 入札方法 1 日あたりの単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和 4 ~ 令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」の中分類「運輸・通信業」に登録されている者であること。なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記 4(3) の入札書の受領期限日の前日から起算して 10 日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。
 - ア 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）
電話 011-211-2152
 - イ 申請に必要な書類の入手方法 上記アの場所で交付するほか、下記 URL のホームページからダウンロードできる。
https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html
 - (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
 - (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。
 - (イ) において同じ。) 子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ) において同じ。) の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項第2号に定める特定信書便役務の許可を取得し、提供区域に札幌市を含む者で、札幌市との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき、各巡回先を巡回して集配できる者。
- (8) 業務に使用可能な軽貨物自動車または営業用貨物自動車（小型）（以下「配達車両」という。）を12台確保できる者。また、事故・故障等の緊急時に迅速に代替車を手配し、業務を滞りなく行える者。
- (9) 最大積載量が250kg以上の配達車両を確保できる者。配達物の積載スペースについては、2,000リットル（2立方メートル）以上の配達車両を2台、そ

の他は 1,500 リットル (1.5 立方メートル) 以上の配送車両を確保できる者。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 上記 1 に同じ。入札説明書は、札幌市公式ホームページ上に掲載。
- (2) 入札説明書の交付方法 上記 1 の場所にて交付及び札幌市公式ホームページ上に掲載。
<https://www.city.sapporo.jp/somu/keiyaku/mailcar2025.html>
- (3) 入札書の受領期限 令和 7 年 2 月 19 日 (水) 16 時 00 分 (送付の場合は必着のこと。)
- (4) 開札の日時及び場所 令和 7 年 2 月 20 日 (木) 10 時 00 分
札幌市本庁舎地下 2 階 2 号会議室

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して 5 日後(5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (4) 入札に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望するものは、封印した入札書のほかに、「役務の提供が可能である証明(別紙 3)」「事故など緊急時の代替措置案と連絡体制について書面で示したもの」「特定信書便事業の 2 号役務許可を取得していることを証明及び提供区域を証明するものの写し」「競争入札参加資格認定通知書」を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be procured: Collection and delivery of documents
- (2) Time limit for tender: 4:00PM on February 19 (Wed), 2025
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section,

Administrative Management Department, General Affairs Bureau,
Sapporo Municipal Government, Kita 1-jo Nishi 2-chome, Chuo-ku,
Sapporo 060-8611 Japan. TEL 011-211-3265